

# ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2018(平成30)年2月19日(月) No.146

<発信者> 社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典  
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)  
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp>  
(Eメール) [mail@rc-aikoh.or.jp](mailto:mail@rc-aikoh.or.jp)

## CONTENTS (今月号の内容)

- \* 日誌抄録(1頁) : (2018年1月1日～)
- \* おもな動き(2頁) :
  - ・理事会
  - ・ルミエール第三者評価受審 ほか
  - ・職員状況(2018年1月中)
- \* 現場の内外で(3頁) :
  - ・第三者評価から見える改善課題
- \* 情報&ニュース(4頁) :
  - ・この裁判の行方に注目を
- \* マイタウン(5頁) :
  - ・「学童」冬景色
- \* 三代目燈台守(6頁) :
  - ・アクシデントとインシデント

## ▽日誌抄録(2018.1.1～)

月/日(曜)	記事
1/1(月)	元旦
4(木)	仕事始め
8(月)	成人の日
9(火)	施設長会議(本部第1会議室) / 小学生書初め展(南部地域福祉センター)
12(金)	法人合同新年会(はちす苑千田ホール)
16(火)	佐倉市長来訪(小学生書初め展審査: 南部地域福祉センター)
21(日)	愛光家族会新年会(おひさま)
22(月)	通常国会開会 / 韓国ラファエルの家鄭元院長来訪
23(火)	前日よりの降雪で約20センチの積雪
24(水)	東京都監査(めいわ)
25(木)	職員研修(リスクマネージャー養成研修: 本部第1会議室)
26(金)	施設長会議 / 鄭元院長講話(本部第1会議室)
27(土)	理事会(本部第1会議室)
29(月)	ルミエール第三者評価受審結果説明会(本部第1会議室)
2/3(土)	節分
4(日)	立春
9(金)	冬季オリンピック開会式(韓国・平昌)
11(日)	建国記念の日
12(月)	(振替休日)

今年の二十四節気（にじゅうしせっき）によりますと、1月20日が「大寒」（だいかん）。暦の上で“1年中でいちばん寒い日”です。古代から人々が気候風土と暮らしの中から生み出した経験知には説得力がありますね。「大寒」の翌々日、22日午後から降り始めた雪は、翌23日朝は東京で20センチの積雪となりました。首都高速が何時間も通行止めになり、22日の退勤時の混乱がニュースになりました。まさにこの冬の“寒さの底”がやってきた感じでした。

そして迎えた節分・立春も過ぎたいま、ちよっぴり春の兆しも見えてきました。

## ▽おもな動き

### 理事会

1月27日開催。

<審議・承認事項>

中期経営計画（2017～19）の改定／経理規程・同細則の改正／2018年度大口契約／幹部職員人事／2018年度事業計画策定方針（重点取組事項）

### ルミエール第三者評価受審

本年度の福祉サービス第三者評価受審対象事業は障害者支援施設ルミエール。評価実施機関はNPO法人「ヒューマンネットワーク」（船橋市）。評価実施時期は2017年10月10日～2018年1月30日。評価結果は近日中に法人ホームページほかで公開されます。次ページに関連記事を掲載しています。

### 東京都監査（運営指導）

めいわには東京都からの補助金が交付されており、不定期ではありますが、東京都福祉保健局の担当者による立ち入り調査（運営指導）が実施されております。1月24日には施設サービス支援課職員3名が来訪し、サービスの提供状況などを視察。特に事故防止・苦情対応や虐待防止の取組状況について助言と指導をいただきました。東京都の関係施設でも同様の問題が発生しているようで、薬をめぐるヒヤリハット・インシデント事例、そしてマニュアルの整備状況、また虐待防止については、職員への情報発信、研修の実施や派遣状況の確認がありました。

### 鄭（チョン）元院長夫妻来訪

冬季オリンピックが開かれている韓国からのお客様が来訪。愛光と2002年以来交流関係にあるラファエルの家の元院長・鄭（チョン）知勲さんご夫妻が1月22日から26日まで来日され、利用者・職員らと旧交を温められました。夫人は国立ソウル盲学校教頭でもあり、愛光の各施設や都内の視覚障害関係施設を視察されました。

鄭さんは、2016年11月にラファエルの家の施設長職を退任され、現在は国内の大学で教鞭をとられる傍ら韓国の視覚障害者教育・福祉の推進に努めておられ、今後も日韓両国関係者の交流と親善の架け橋として活躍されるよう期待しております。

### ■職員状況 (2018年1月中)

\*採用：4（正職2・サポート1・パート1）

\*退職：3（正職1・パート2）

\*2018年1月31日現在：職員現員361人

（正職160／サポート又は常勤嘱託38／パート又は非常勤嘱託162）

\*育児休業：2（めいわ1・ルミエール1） \*休職：1

## ▽現場の内外で

### 第三者評価から見える改善課題

ルミエール（障害者支援施設、入所／短期入所支援）に対する「福祉サービス第三者評価」の実施結果（総括的意見）から一部をご紹介します。

#### ◆評価の高い点

- ・理念・基本指針・目標の共有を核とする運営で職員モチベーションが高い
- ・権利擁護研修や利用者情報の共有、気づきにより職員の権利意識が高まっている
- ・日常生活支援の基本がきちんと行われ、利用者アンケートの満足度が高い
- ・リスクマネジメント意識が向上し改善対策が実施され成果を挙げている
- ・外部の専門研修に熱心に参加し、知識・視野の拡大を図っている

#### ◆改善が望まれる点

- ・職員個人別の育成制度をより精密な制度に
- ・年間の事業課題はさらに具体化しPDCAサイクルが機能するように期待したい

#### ◆保護者アンケート結果

本来なら「利用者アンケート」によりサービス満足度が調査されるのですが、ルミエールの入所者・利用者の大半が意思表示に困難があるため、ご家族を対象にした「保護者アンケート」が実施されました。調査対象 40 家族、回答は 19 家族からありました（47.5%）。

「総合満足度」としては、「満足：A」が 11 人（69%）、「どちらともいえない：B」が 5 人（31%）、「不満：C」と回答された方はありませんでした。個別質問でB（どちらでもない）またはC（いいえ＝不満足）という回答があったのは次の項目でした。

- ・お風呂にはゆっくり入れますか…B5 人（26%） C1 人（5%）
- ・施設の部屋や毎日使うものは汚れたらきれいにしてくれますか…B4 人（21%）
- ・職員は丁寧に接してくれますか…B2 人（11%） C1 人（5%）
- ・他人に聞かれたくないことや見られたくないことに気遣いがされていますか…B5 人（26%）
- ・日中活動は楽しいですか…B7 人（37%） C1 人（5%）
- ・「1 日の過ごし方はあなたに合っていますか…B6 人（31%） C1 人（5%）
- ・施設ではあなたの意志が尊重されていますか…B6 人（32%） C3 人（16%）
- ・支援計画について十分な説明はありましたか…B3 人（16%）
- ・不満や要望を職員に気軽に言えますか。言えば対応してくれますか…B6 人（32%） C2 人（11%）
- ・施設からの情報提供は十分にされているか…C2 人（11%）

#### ◆モチベーション調査（職員アンケート）

サービス提供業務に従事する職員の仕事に向かう意欲や姿勢、意識、ストレスの有無など、23 項目の問いに対する回答状況です。望ましい状況か？という問いに否定的回答（全く当てはまらない／当てはまらない）を寄せた割合の高い（40%以上）項目です。これらは緊急に改善が必要な点ということになります。

- ・上司から役割を期待されている…47%
- ・チーム内で相互に不適切な行動は指摘できる…53%
- ・勤務時間内で仕事が完了でき健康管理ができていない…67%
- ・ストレス解消ができ精神面の疲労蓄積はない…69%

## ▽情報&ニュース

### この裁判の行方に注目を

注目すべき裁判が提起されました。

1996（平成8）年まで半世紀近くあった旧優生保護法（現在は「母体保護法」）の規定により、望まない不妊手術を強制された宮城県の60歳代の女性が、1月30日、個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反するとして、国に1100万円の支払いを求める訴訟を仙台地裁に起こしました。一般に大きな関心を持たれる裁判ではないかもしれませんが、障害者福祉に関心を寄せる者には、一昨年発生した相模原の事件の背景と重なる問題もあり、今後の経過を注目していくべきと考えます。



これを社説で取り上げた新聞もありました（1/31毎日、2/1東京、2/10日経）。

「旧優生保護法は、障害のある人たちから子を産み育てる権利を奪った。障害の有無にかかわらず尊重し合う共生社会へ、直視せねばならない真の歴史である。人間の尊厳を問う直す契機としたい」（東京新聞より）

旧優生保護法は、「不良な子孫の出生防止」を目的とし、精神障害、知的障害、ハンセン病などを理由とした不妊手術を認めていました。その法律は、ナチスドイツの優生思想に根差す国民優生法を前身としたものでした。このような戦前の考え方が新憲法下でも長く踏襲され、約16,500人が手術を強制されたとされています。ドイツでは1980年代には国が正式に謝罪し救済に道を開いているそうです。しかしわが国の場合、1996年に国が優生保護を認める規定を改めたものの、政府も国会も、過去の過ちに対する謝罪や補償に関しては何ら動く気配はありませんでした。



かつては「合法」であった優生思想は、障害者差別の根底をなすものでもありました。それはまた、社会全体を支配する価値観として、人びとの意識に広く浸透していたと思われれます。不妊手術を強制し、実際に関わったのは、親や家族、時には福祉や教育関係者、医師であり、無言のうちに承認を与えていたのは社会の側でした。障害者施設に勤務してきた者として、施設入所者と性の問題はタブーであり、かれらが異性への関心を持つこと、恋愛や結婚、妊娠・出産についても向き合うことを避けてきた態度も暗黙のうちに人権侵害に加担してきたといえます。



裁かれるのは明白な人権侵害や差別があったかどうかです。ただこの訴えは、「本当の共生とは何か」を、私たち一人一人に問いかけるものだと思います。

あいとひかりのコンサート 2018

**ダ・カーポ 公演チケット**

**発売中!!**

<料金>3000円（全席自由）

<開催日>2018年4月21日（土曜日）13:30~

<会場>四街道市文化センター

<お問い合わせ>愛の灯台基金事務局(043-484-6391)

## ▽マイタウン

### 「学童」冬景色

#### ◆臨時営業

積雪とインフルエンザ、このハタ迷惑な訪問者の影響で、いずれの場合も臨時休校や学級閉鎖になり、学童保育所（学童）の臨時開所が続きました。学童は職員数が確保できていない状況にあって、長時間（1日12時間）の営業が続き、開所時間帯をカバーするための人員確保に大わらわ。

2月中旬現在、まだまだインフルエンザの流行が終息する見込みはなく、拡大傾向の様子さえあります。気を緩めることなく臨戦態勢が続きます。学童でできる限りのこと（日々のそうじ・消毒・手洗いの励行など）を実施し、拡大防止に努めているところです。（佐倉市では、インフルエンザの際も症状が出ていなければ、降雪時等と同じ扱いで学童保育所は開所されることになっています。

子どもたちは、学校に行かなくてもよいという解放感の反面、長時間狭い学童保育所の管理下に置かれることとなります。たくさん出された宿題と格闘している姿もあります。もちろん“学校の代わり”にはなりません。そのような中、ある小学校の学級閉鎖になっているクラスの担任が学童に顔を出し、児童と一緒に将棋をしたり、逆に児童がけん玉を先生に教えたりなど、普段と違った有意義な時間を過ごせたところもありました。

#### ◆受付開始

1月23日（火）に来年度の学童保育所入所希望受付期間が終了しました。この時期の申し込み人数としては昨年とほぼ同じ224人でした。このところ定員を大きく上回り、日々の活動場所の確保に苦慮している現状で、次年度も混雑が予想されます。市との協議によりますが、和田学童保育所ではサンルームのような空間を拡大して対応してはどうかと考えていますが、消防法との兼ね合いがあって簡単ではなさそう。わずかでも利用空間が増え、子どもたちが落ち着いて過ごせる環境づくりを目指していきたいものです。

4月1日からの新年度には、新利用児童、特に新1年生を入学式前に受け入れるという学童保育所の特殊事情がありますので、3月1日に内部の人事異動を行い体制を整えます。まずはスタッフが学童保育所の運営を軌道に乗せ、新年度の児童を迎え入れる準備にとりかかります。目下、新たな出会いに向け、これまでの振り返りやまとめをしています。

#### ◆書初め展

毎年1月、児童センター1階で行われる「小学生書初め展」（愛の灯台基金主催）も恒例となり、学童保育所の子どもたちの中でも話題になっています。「賞に入った!」「ほかの小学校の子が上手だった」「家族と見に行ったよ」など楽しみにしてくれているようです。地域と少しずつ繋がってきたように思います。

#### ◆「オニは外～！ オニは外～!…」

2月3日は節分。各学童保育所でもこのわが国の伝統行事に子どもたちの大歓声。

子どもたちは、自分の中にある“オニ”、例えば「宿題しないオニ」「朝寝坊のオニ」を追い出そうと、職員扮する「鬼」めがけて、豆に見立てた新聞紙のつぶてをぶつけます。

ただなぜか子どもたちの掛け声は、「オニは外～!」「オニは外～!」ばかり。察するに、子どもたちにとってはどうやら追い出したい「オニ」がいっぱいいるらしいです。

## アクシデントとインシデント

近頃わが国が誇る「モノづくり」や産業技術の分野で不祥事や人びとの不安を招くような事態が相次ぎ、その信頼が揺らいでいる。中でも驚いたのは、技術水準の高さの象徴・新幹線 N700 系「のぞみ」車両で起こった異常事態だ。走行中に異臭・異音がし、検査したら台車に大きな亀裂があったという。もしも時速 300 ㎞超で走る新幹線の台車の一部が走行中に破断したら……私も年に数回は利用しているだけに、想像するだけで背筋が寒くなった。

続報としてその一件が「重大インシデント」に認定されたというニュースが伝えられた。インシデントとは「出来事」の意味から、事故や損失につながりかねないトラブルをさして使われている。

なぜ点検で亀裂が見逃されたのか。なぜ異音・異臭がしたのに3時間も走行を続けたのか、現場からの報告を過小評価したのではないか、「ここはそれぞれの背景を明らかにし、重大事故につながる抜け道をふさいでほしい」と、当然のことだが世論は手厳しく反応した（2017年12月14日、毎日新聞「余録」）。

さて、この“モノ仕事”の世界の緊急事態を、われわれも安穩として傍観していただけるわけではない。介護や医療のような“ヒト仕事”は、より直接的に人命や健康に被害を与えかねないリスクと常に隣り合わせだ。事故を未然に防ぎ安全を確保するための視点と取組の重要性という点では全く同様だ。

そこで対人サービスにおける事故を防止するための研修会などでよく話されるのが「ハインリッヒの法則」である。労働災害において、1件の重大事故（アクシデント）の背後には29件の事故、さらに300件のインシデントが潜んでいるとされる。

ここで言っている事故（アクシデント）はよく聞く言葉だ。一般に人がミスや不注意で

引き起こした「人災」を指して言う。ただ「インシデント」のほうは耳にする用語だが、正しくはどんな場合に使うべきかはよくわからなかった。意味はどう違うのか。

医療の場合こう使い分けられているようだ。

「病院においては、患者の身に影響を及ぼすこと（ミス）が起きればアクシデント」であり、「患者の身に直接の影響はなかったけれど、その一步手前ですんだというか、放置しておいたら事故に至ったと思われるケース（ミス）はインシデント」とされている（YAHOO 知恵袋）。…なるほど、新幹線の例にあてはめるとよくわかる。あの台車の亀裂は、事故、場合によっては多数の乗客の人命にかかわる大事故に直結する直前だったという意味で「重大インシデント」と認定されたというわけだ。

身近な業界内で記憶に新しいところでは、昨年夏、埼玉県内の通所施設の利用者が送迎車内に放置され死亡した事例があった。この不幸な事件も、発見時間が早く、アクシデントに至る寸前で気づき、せめて重大インシデントのレベルで防ぐことができていたらと、関係者の無念の思いも想像できる。

利用者の生命や健康に危機状況をもたらすような事故はあってはならない。その意味で、サービス提供に関わる人為的災害＝事故は「ゼロ」を目指すべきだ。とはいうものの、現実には「事故は起こり得る」ことを前提に防止策を講じ備えておかなければならない。

今回の新幹線の事例から、改めて「インシデント」に注目すべきことを教えられた。もしかして、一括して「ヒヤリハット」で処理している事例の中に、新幹線の「台車の亀裂」、走行中の「異音」「異臭」にあたるような「重大インシデント」は含まれていないだろうか。

（法澤 奉典・のりざわ とものり）